京都市産業用地創出制度補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づく京都市地域未来投資促進基本計画（以下「基本計画」という。）で定めた重点促進区域内において、地域経済を牽引する事業の用に供する施設の立地を促進し、もって市内経済の活性化と雇用の創出を図るため、交通の円滑化や後続開発に留意した道路整備に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）交通の円滑化や後続開発に留意した道路整備　基本計画で定めた重点促進区域内にある主要な道路及びその他市長が必要と認める道路において、交通の円滑化や後続開発に留意するために行う道路整備をいう。

（２）主要な道路

ア　向島国道１号周辺エリアにあっては、京都市道向島５３号線、京都市道中道及び一般国道１号をいう。

イ　久御山淀ＩＣ西エリアにあっては、一般国道４７８号及び地区計画（都市計画法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画をいう。）の地区施設となる道路をいう。

（３）開発行為　都市計画法第４条第１２項に規定する主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、基本計画で定めた重点促進区域内において実施する、次の各号に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

（１）地域未来投資促進法第１３条に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業

（２）流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第４条の規定により総合効率化計画の認定を受けた事業

（３）貨物自動車運送事業法第２条第６項に基づく特別積合せ貨物運送事業

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象者は、前条に掲げる事業を実施する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助対象者としない。

（１）京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者

（３）営業に関して必要な認可等を取得していない者

（４）市区町村税を滞納している者

（５）本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

（交付の対象）

第５条　補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業において実施する交通の円滑化や後続開発に留意した道路整備に要した費用のうち、次の各号に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

（１）道路側溝整備費

（２）道路舗装工事費

（３）土地の購入費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、前条に定める経費（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）の２分の１に相当する額とする。ただし、別表１において定める算定基準日時点の算定基準額の２分の１を上限とする。

２　前項の規定により補助金の額を算定する場合において、補助金の合計額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（補助対象事業の指定の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、開発行為に着手する日までに、京都市産業用地創出制度補助対象事業指定申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）法人の登記事項証明書

（２）申請者の概要が分かる書類

（３）第３条の補助対象事業であることを証明する書類

（４）第３条の補助対象事業の事業計画書

（５）位置図

（６）道路整備に係る工事図面（補助対象経費の実施予定数量が分かるもの）

（７）道路整備に係る工事費見積書及び土地の売買契約書の写し等（補助対象経費の額が分かるもの）

（８）誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第１号様式）

（９）その他市長が必要と認める書類

（補助対象事業の指定の決定及び通知）

第８条　市長は、前条の規定により申請があった場合に、適当と認めるときは、補助対象事業の指定を決定する。この場合において、市長が補助金の交付目的を達成するために必要と認める場合は、補助対象事業の指定に条件を付すことができる。

２　市長は、前項の規定により補助対象事業を指定したときは、指定を受けた申請者（以下「指定事業者」という。）に対し、その旨を京都市産業用地創出制度補助対象事業指定決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により補助対象事業に指定することが不適当であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市産業用地創出制度補助対象事業不指定決定通知書（第３号様式）により通知するものとする。

（指定申請内容の変更等）

第９条　指定事業者は、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに京都市産業用地創出制度補助対象事業変更・中止・廃止届出書（第４号様式）により、市長に届け出なければならない。

（１）指定申請書に記載した申請者の氏名又は住所に変更があったとき、若しくは添付書類に記載した事項において、補助金の交付に影響を与える変更があったとき。

（２）補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

２　前項において第１号に該当する場合は、第７条に掲げる書類のうち、変更内容に係る書類を添えて届け出るものとする。

（指定の取消し）

第１０条　市長は、指定事業者又は補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業の指定を取り消すことができる。

（１）第３条及び第４条に規定する要件を欠くに至ったとき。

（２）指定事業者が補助対象事業を中止又は廃止したとき、若しくは補助対象事業が中止又は廃止の状態にあると市長が認めたとき。

（３）指定事業者が指定を受けた日から５年以内に補助対象事業に係る施設の操業又は営業を開始しないとき。

（４）指定事業者が偽りその他不正の手段により、補助対象事業の指定の決定を受けたとき。

（５）その他補助対象事業の指定をすることが特に不適当であると市長が認めたとき。

２　市長は、前項の規定により、補助対象事業の指定を取り消したときは、京都市産業用地創出制度補助対象事業指定取消決定通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第１１条　指定事業者からの条例第９条の規定による申請は、開発行為に関する工事完了日の属する年の翌年４月１日以降、かつ、補助対象事業に係る施設の操業又は営業が開始された日以降に、京都市産業用地創出制度補助金交付申請書（第６号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）完成図（補助対象経費の実施数量が分かるもの）

（２）現場写真（補助対象事業及び道路整備の状況が分かるもの。写真撮影位置図を含む。）

（３）開発行為に関する工事の検査済証の写し（ただし、第３条第３号に規定する補助対象事業にあっては、工事完了日が分かる書類とする。）

（４）精算書及び契約書の写し等（補助対象経費の額が分かるもの）

（５）補助対象事業に係る土地の公図及び全部事項証明書

（６）直近年度分の法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納付を証する書類

※申請日時点において京都市内に事業所を有しない場合、本店所在地管轄の市区町村税を所管する税事務所が発行する、法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納付を証する書類に代えることとする。また、本店所在地が京都市内、京都市外のいずれの場合も、課税対象でない等により提出できない場合は、それを証する課税証明書等に代えることとする。

（７）その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請は、申請が可能となった日から１年以内に行わなければならない。

（交付の決定等）

第１２条　市長は、条例第９条による申請が到達してから３０日以内に条例第１０条各項の決定をするものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金を交付することが適当であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市産業用地創出制度補助金交付決定通知書（第７号様式）により通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により補助金を交付することが不適当であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市産業用地創出制度補助金不交付決定通知書（第８号様式）により通知するものとする。

（地位の承継）

第１３条　指定事業者に係る相続、合併又は分割等により、指定事業者から補助対象事業に係る事業を承継しようとする者は、市長の承認を得て、指定事業者の地位を承継することができる。

２　指定事業者の地位を承継させようとする者は、京都市産業用地創出制度指定事業者承継届出書（第９号様式）を市長に提出しなければならない。

３　指定事業者の地位を承継しようとする者は、第３条の補助対象事業の承継後速やかに、京都市産業用地創出制度指定事業者承継承認申請書（第１０号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）法人の登記事項証明書

（２）申請者の概要が分かる書類

（３）第３条の補助対象事業であることを証明する書類

（４）第３条の補助対象事業の事業計画書

（５）誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第１号様式）

（６）その他市長が必要と認める書類

４　市長は、前項の規定による申請があった場合に、適当と認めるときは、地位承継の承認を決定する。

５　市長は、前項の規定により地位を承継することが適当であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市産業用地創出制度指定事業者承継承認決定通知書（第１１号様式）により通知するものとする。

６　市長は、第４項の規定により地位を承継することが不適当であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市産業用地創出制度指定事業者承継不承認決定通知書（第１２号様式）により通知するものとする。

（補則）

第１４条　この要綱において別に定めるとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和４年１１月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年６月４日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この改正による改正後の規定は、令和８年３月３１日以前に指定事業者となったものにも適用する。ただし、第７条及び第８条の規定は同日以前の指定事業者については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

別表１（第６条関係）

補助対象経費	算定基準日	算定基準額
道路側溝整備費	開発行為に関する検査済証の交付を受けた日（第３条第３号に規定する補助対象事業にあっては工事が完了した日）	算定基準日の属する適用期間の土木工事標準積算基準書（京都市建設局）に基づき算定した額
道路舗装工事費	開発行為に関する検査済証の交付を受けた日（第３条第３号に規定する補助対象事業にあっては工事が完了した日）	算定基準日の属する適用期間の土木工事標準積算基準書（京都市建設局）に基づき算定した額
土地の購入費	開発行為に関する検査済証の交付を受けた日（第３条第３号に規定する補助対象事業にあっては工事が完了した日）の属する年の翌年４月１日	京都市固定資産税路線価に対象となる数量を乗じて得た額

第１号様式

京都市産業用地創出制度補助対象事業指定申請書

（宛先）京都市長	年　　月　　日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第７条の規定による補助対象事業の指定を受けたいので申請します。	
補助対象事業の名称	
補助対象事業を実施する所在地	
補助対象事業の内容	
補助対象経費の実施予定数量	
開発行為に関する工事予定時期	年　月　日　～　年　月　日
建築行為に関する工事予定時期	年　月　日　～　年　月　日
施設の操業等開始予定日	年　月　日
備　　考	

第２号様式

第　　号
年　　月　　日

様

京都市長　　印

（担当　　）

京都市産業用地創出制度補助対象事業指定決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助対象事業指定申請について、京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり指定することを決定しましたので、同条第２項の規定により通知します。

記

１　指　定　番　号　　第　　号

２　指　定　年　月　日　　年　　月　　日

３　補助対象事業の名称

第３号様式

第　　号
年　　月　　日

様

京都市長　　印
（担当　　）

京都市産業用地創出制度補助対象事業不指定決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助対象事業指定申請について、京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり指定しないことを決定しましたので、同条第３項の規定により通知します。

記

１　補助対象事業の名称

２　不　指　定　理　由

（教示）　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第４号様式

変更
京都市産業用地創出制度補助対象事業　中止　届出書
廃止

（宛先）京都市長	年　　月　　日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

年　月　日付け　　第　　号により京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第８条の規定による指定を受けた補助対象事業を□変更□中止□廃止しますので、同要綱第９条の規定により届け出ます。	
補助対象事業の指定番号	
変更の内容 （変更の場合のみ）	【変更前】
	【変更後】
変更、中止又は廃止の理由	
変更、中止又は廃止年月日	年　　月　　日

注　該当する□には、レ印を記入してください。

第５号様式

第　　号
年　　月　　日

様

京都市長　　印
（担当　　）

京都市産業用地創出制度補助対象事業指定取消決定通知書

京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第１０条の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消すことを決定しましたので通知します。

記

１　指定年月日及び指定番号　　年　　月　　日（　　第　　号）

２　補助対象事業の名称

３　指　定　取　消　理　由

（教示）　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第６号様式

京都市産業用地創出制度補助金交付申請書

（宛先）京都市長	年　　月　　日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により、補助金の交付を申請します。	
補助対象事業の指定番号	
補助対象事業の名称	
補助対象経費の実施数量	
開発行為に関する工事完了日	年　　月　　日
施設の操業等開始予定日	年　　月　　日
備　　考	

第７号様式

第　　号
年　　月　　日

様

京都市長　　印

（担当　　）

京都市産業用地創出制度補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金交付申請について、京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第１２条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので、同条第２項の規定により通知します。

記

１　補助対象事業の名称

２　交　付　金　額　　金　　円

（教示）　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第８号様式

第　　号
年　　月　　日

様

京都市長　　印
（担当　　）

京都市産業用地創出制度補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金交付申請について、京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第１２条第１項の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、同条第３項の規定により通知します。

記

１　補助対象事業の名称

２　不　交　付　理　由

（教示）　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第９号様式

京都市産業用地創出制度指定事業者承継届出書

（宛先）京都市長	年　　月　　日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

指定事業者の地位を承継させたいので、京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第１３条第２項の規定により届け出ます。	
補助対象事業の指定番号	
補助対象事業の名称	
補助対象事業を実施する所在地	
承　継　の　理　由	
地位の被承継者	【住所（法人の主たる事務所の所在地）】 【法人の名称及び代表者の氏名】
承　継　年　月　日	年　月　日
備　考	

第１０号様式

京都市産業用地創出制度指定事業者承継承認申請書

（宛先）京都市長	年　　月　　日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

指定事業者の地位を承継したいので、京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第１３条第３項の規定により申請します。	
地位の被承継者	【住所（法人の主たる事務所の所在地）】 【法人の名称及び代表者の氏名】
地位の承継者	【住所（法人の主たる事務所の所在地）】 【法人の名称及び代表者の氏名】
補助対象事業の指定番号	
補助対象事業の名称	
補助対象事業を実施する所在地	
承継の理由	
承継年月日	年　月　日
備考	

第１１号様式

第　　号
年　　月　　日

様

京都市長　　印

（担当　　）

京都市産業用地創出制度補助金指定事業者承継承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった指定事業者承継承認申請について、京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第１３条第４項の規定に基づき、下記のとおり承認することを決定しましたので、同条第５項の規定により通知します。

記

１　地位の被承継者

２　地位の承継者

３　地位の承継補助対象事業
⑴　指定年月日
⑵　指定番号
⑶　補助対象事業の名称

４　地位の承継日

５　地位の承継の条件

第１２号様式

第　　号
年　　月　　日

様

京都市長　　印
（担当　　）

京都市産業用地創出制度補助金指定事業者承継不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった指定事業者承継承認申請について、京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第１３条第４項の規定に基づき、下記のとおり不承認とすることを決定しましたので、同条第６項の規定により通知します。

記

１　補助対象事業
⑴　指定年月日
⑵　指定番号
⑶　補助対象事業の名称

２　不承認理由

（教示）　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。